

入札説明書

食品G L P 関連機器点検業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年11月6日（水）

2 契約担当者

京都府中丹広域振興局長 奥野 昌徳

3 担当部局

〒620-0055 京都府福知山市篠尾新町1丁目91番地
京都府中丹西保健所 企画調整課
電話番号 (0773)22-5744

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称

食品G L P 関連機器点検業務委託

(2) 業務の仕様等

「食品G L P 関連機器点検仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月18日（火）まで

(4) 履行場所

京都府中丹西保健所（京都府福知山市篠尾新町1丁目91番地）

5 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和6年11月6日（水）から令和6年11月18日（月）まで（土日、祝日を除く。）

6 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

的を持って暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 令和4・5・6年度 物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿に登録され、競争入札参加者の資格を得て、役員等調書を提出している者であること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 国内の試験検査機関等において該当機器の保守点検業務契約若しくは納入実績があるもの。

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の提出期間

令和6年11月6日（水）から令和6年11月18日（月）まで（土日、祝日を除く。）

- (2) 提出場所

3に同じ

- (3) 提出方法

提出期間中（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに持参により提出するものとし、郵送及び電送による提出は認めない。

- (4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 7の(3)に係る履行を確認出来る書類（写し可）

(イ) 物品又は役務の調達関係競争入札参加資格審査結果通知書の写し

(ロ) 入札等の権限を営業所長等に委任する場合は、委任状

(ハ) 返信用封筒（定型で住所、氏名等を記入し、110円切手を貼付したもの）

- (5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

6及び7について審査の上、参加資格があると認定された者は、食品G L P関連機器点検業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和6年11月26日（火）までとする。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和6年11月26日（火） 午後2時
- イ 場所 京都府福知山総合庁舎本館1階 保健所講堂

(2) 入札方法

- ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。（別紙様式）
- ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「食品G L P関連機器点検業務に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札
ア 開札は、（1）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係る関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (9) 再度入札
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (10) 入札の無効又は失格
次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。
なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。
- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
ウ 委任状を持参しない代理人による入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
ケ その他入札条件に違反した者

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、規則第 147 条第 2 項第 2 号に該当する場合は免除する。

15 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

16 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は免除する。

17 契約書作成の要否

要する。（別添契約書案により作成するものとする。）

18 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。